2020年4月7日

研究者各位

研究開発センター室長

緊急事態宣言に伴う研究費の取り扱い変更に関して

　緊急事態宣言を受けた研究開発センター業務の縮小に伴い、現時点で研究費執行における本学の取り扱いを変更する事項について、下記のとおりご連絡いたします。

記

１　科研費の精算について

　新年度経費の精算は例年4月末頃から開始しておりますが、2020年度は5月11日以降といたします。早急にお支払いの必要な経費については、研究者による立替払いを行ってください。

２　物品検収について

　以下の期間は検収センターを閉室いたします。同期間については原則「写真検収」にて物品検収を承ります。

　　対象期間：2020年4月8日（水）～5月6日(水)

　　※写真検収については添付の「物品類検収マニュアルp.8抜粋」をご参照ください。

３　研究補助者及びP・Dの出勤体制について

　雇用契約の締結が完了している研究補助者及びP・Dについて、緊急事態宣言が解除されるまでの間在宅での役務遂行が可能な場合は、以下の通りとしてください。

　　なお、特別休暇（有休）の摘要については人事部にて検討中です。

（１）勤務日毎の役務開始・終了時刻、業務内容について研究補助者から報告を受け、所定の出勤表へ記録すること。また、在宅での勤務日であることが分かるように当該日の欄外等へ「在宅」と記入してください。

（２）4月の役務終了後、速やかに出勤表を研究開発センターへ提出すること。

４　参考事項

　本取り扱いは、緊急事態宣言が発令される期間等の状況を鑑みて変更となる可能性があります。変更する場合は改めて文書またはメールにて通知いたします。

５　添付書類

　　（１）2020物品類検収マニュアル\_p.8抜粋

以上